

## よくあるご質問

2024年6月14日現在  
記載の内容は予告なく改定されることが  
ありますのでご了承ください

### 今回ご案内の償還免除申請に関すること

#### <免除の対象について>

Q1.償還免除について（小冊子）のフローチャートを見ても自分が免除に該当するかわかりません。

A1.償還免除について（小冊子）をお手元に用意し、下記問い合わせ先に問い合わせください。

Q2.令和6年度の償還免除の申請はいつまでできますか？

A2.令和6年9月30日（月）まで（消印有効）になります。

Q3.免除申請の結果は、いつ頃わかりますか？

A3.令和6年7月以降に償還免除承認（不承認）決定通知を、順次郵送いたします。

※申請書類に不備があった場合は、結果が出るまでに時間がかかることがあります。

※多くの申請をいただいておりますので、個別の審査状況の問い合わせは  
ご遠慮ください。

Q4.住民税が非課税の場合はすべての貸付がまとめて免除になりますか？

A4.償還免除の判定は貸付ごとに行いますので、それぞれ申請書類の提出が必要になります。

Q5.住民票上で世帯分離をした場合に免除申請はできますか？（住所の変更は無いが単身世帯に  
変わっている等）

A5.免除申請はできます。しかし、償還免除を受けるために、世帯分離をした場合は償還免除には該当  
しません。

Q6.借受人が婚姻等により世帯状況が貸付時と変わり、借受人が非課税、世帯主が課税である場合  
償還免除になりますか？

A6.借受人の住民税が非課税（均等割・所得割の両方）であれば償還免除の対象となります。

#### 問い合わせ先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

**埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当**

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00

<https://www.fukushisaitama.or.jp/site/>

## よくあるご質問

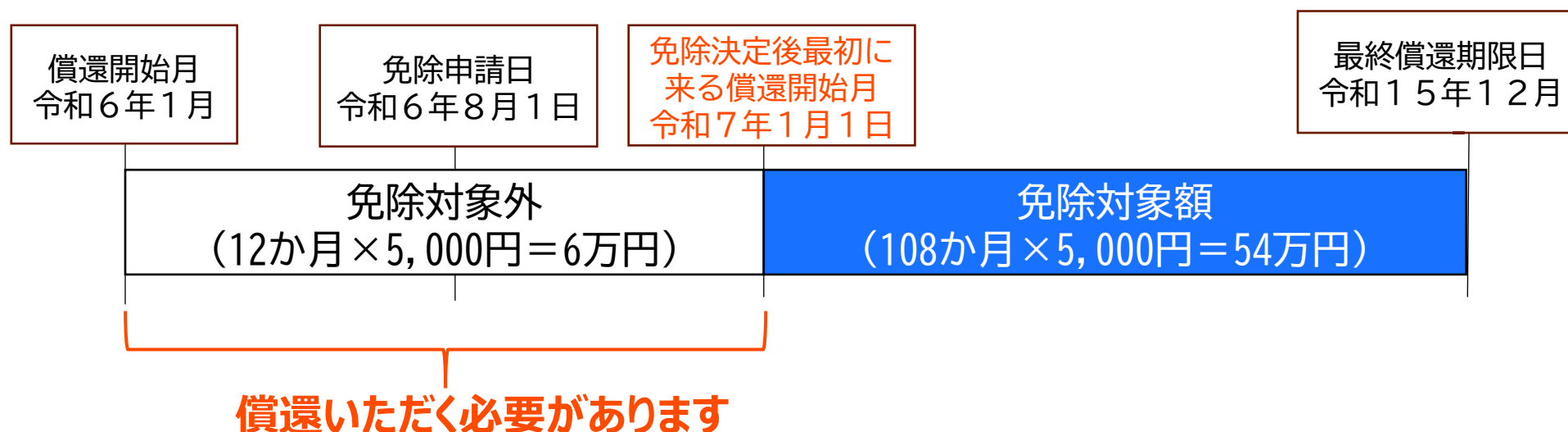
2024年6月14日現在  
記載の内容は予告なく改定されることが  
ありますのでご了承ください

### 今回ご案内の償還免除申請に関すること

Q7.令和5年度は住民税課税のため免除にはなりませんでしたが、令和6年度は非課税でしたが、免除の申請はできますか？

A7.免除の申請は可能です。ただし、全額免除にはなりません。国の免除規程では、「当該借受人が償還免除を申請した月の以降、最初に到来する当該借受人が償還を開始した月以降の償還計画額の残額を一括して免除する」とされています。

【例）総合支援資金（延長）60万円借入 月5,000円/120回払いの場合】



#### <申請書類について>

Q1.免除申請書を書き間違えました。

A1.間違えた箇所を二重線で消し、その上部の余白に正しく記入し直してください。  
(訂正印は不要です)

Q2.免除申請書を無くしてしまいました。どうすれば良いでしょうか？

A2.再送いたしますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

#### 問い合わせ先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00~17:00

<https://www.fukushisaitama.or.jp/site/>

## よくあるご質問

2024年6月14日現在  
記載の内容は予告なく改定されることが  
ありますのでご了承ください

### 今回ご案内の償還免除申請に関すること

Q3.住民税の非課税証明書はどうやって入手したらよいですか？

A3.お住まいの地域の市町村役場の課税担当にお問い合わせください。  
住民税の均等割と所得割の両方が非課税となっている場合、免除の対象となります。

Q4.貸付を受けた後に転居をしていて、免除申請書類が届いていません。

A4.まずは住所変更の手続きが必要です。よくあるご質問「各種変更届に関すること」をご覧ください。

#### 問い合わせ先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

**埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当**

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00

<https://www.fukushisaitama.or.jp/site/>